

2024年1月

1. ニューージーランドにおける各種税務申告期限（2024年）

2024年におけるニューージーランドでの各種税務申告期限は以下の通りです。

項目	課税期間	申告期限
法人税 Income Tax Return	2023年4月1日～2024年3月31日 ・IRD（ニューージーランド国税庁）と Companies Office に申請することでその他の決算期の採用も可能	・3月決算会社の場合は通常 2024年7月7日 （Tax Agent を利用する場合は通常 2025年3月31日 ）
FRINGE BENEFIT TAX FBT: Fringe Benefit Tax	2023年4月1日～2024年3月31日	・ 2024年5月31日 （申告頻度が年1回の場合） ・ 2024年1月22日、5月31日、7月22日、10月21日 （申告頻度が四半期に1回の場合）
個人所得税 Income Tax Return	2023年4月1日～2024年3月31日	・ 2024年7月7日 （Tax Agent を利用する場合は通常 2025年3月31日 ）
消費税 GST: Goods and Services Tax	・毎月または ・2か月ごとまたは ・6か月ごと	課税期間後の 翌月28日
給与源泉税 PAYE	毎月	・申告は給与支払日より 2営業日以内 ・支払は 翌月20日

お問い合わせ先

Fair Consulting New Zealand Limited

Level 33, 23-29 Albert Street, Auckland, New Zealand 1010

Tel : +64 9 985 5614

Web : <https://www.faircongrp.com/>

花本 聡子

オーストラリア国・ニューージーランド国勅許会計士

E-Mail : sa.hanamoto@faircongrp.com

「FCG ニューージーランド ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG ニューージーランド ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。